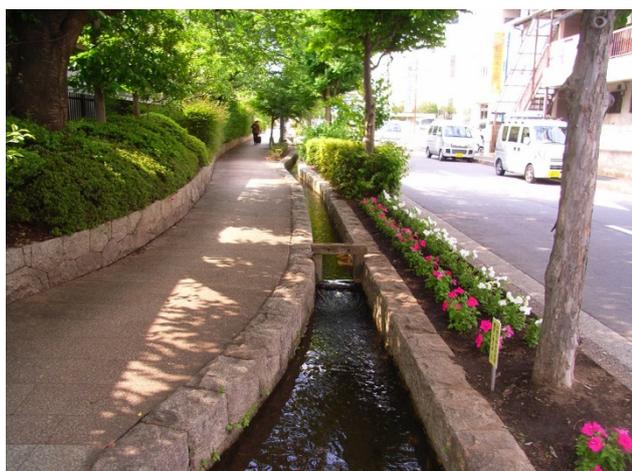


# 横浜市河川維持管理計画（素案）

## に関する市民意見募集



きれいな川を守り続けていくために、  
皆さまのご意見をお聞かせください。

市民の皆様のご意見を募集します。

意見募集期間：令和6年9月25日（水）から10月25日（金）まで



## 4 維持管理目標

各施設が有する機能を最小限のコストで適切に発揮させることを目標とします。

河川・水路・雨水流出抑制施設に対し、「治水」「環境」「利用・活用」の観点で具体的な維持管理の目標を設定します。

	治水	環境	利用・活用
河川	河道への土砂の堆積や雑草の繁茂、河床の洗堀などを把握し、雨水を流下させるための断面の確保と施設の機能を維持します。	親水拠点等の施設の状況や、平常時に川が流れている滯筋※ <sup>1</sup> などを把握し、良好な河川環境を維持・保全します。	市民共有の財産である河川の安全・安心な利用を推進します。
水路	雨水の流下機能を有する水路を適切に把握し、機能を維持します。	小川アメニティやせせらぎ緑道など、市民に親しまれている環境を維持します。	市民利用されている水路の安全性を確保します。
雨水流出抑制施設	土砂の堆積や雑草の繁茂、土留め壁の状況などを把握し、大雨時の雨水を貯留する必要容量の確保と施設の機能を維持します。	ビオトープ等の生物の生息環境を維持します。	市民利用されている施設の安全性を確保します。また、施設の上部の有効利用を推進します。

※ 1 滯筋：平常時に水が流れている水みちのこと。



「治水」流下断面の確保  
(二級河川 阿久和川)



「環境」親水拠点の維持  
(一級河川 梅田川)



「利用・活用」安全・安心な利用  
(二級河川 いたち川)

## 5 地域連携等

河川や水路等を良好に維持していくためには、河川と地域との歴史を学び、その地域の自然風土、生活環境、産業経済、社会文化等の特性を踏まえるなど、地域社会と一体となって維持管理することが必要です。

地域の環境をより良い状況に保ち、市民の皆様が快適に水辺とふれあい親しむことができるよう、水辺の美化活動に取り組んでいただいている水辺愛護会をはじめ、市民団体、関連公共団体のほか、道路管理者や公園管理者等、多様な主体との連携をこれまで以上に強化していきます。

### 水辺の美化活動（水辺愛護会による清掃・除草・花植え）



河川の清掃



雨水調整池の除草



せせらぎ緑道の花植え

## 6 効率化に向けた取組

河川等の維持管理においては、気候変動に伴い多発する自然災害や、高度成長期に集中して整備した施設の老朽化、少子高齢化を背景とする担い手不足など、様々な課題に直面しています。

一方、AIなどのデジタル技術の飛躍的な進展により、維持管理分野においても先端技術の導入やデータの利活用による効率化が期待できるようになりました。

これまでもデジタル技術の導入による適正化や効率化に取り組んできましたが、これらの社会課題に対応するため、引き続き、デジタル技術を積極的に活用していきます。



河川点検システムの活用



AI を活用した土砂堆積量の把握

## 7 維持管理対策

点検等による状態把握や分析、評価などの維持管理サイクルを構築し、予防保全型の維持管理を推進します。土砂堆積や樹木繁茂による流下阻害等の防止、老朽化した施設の維持補修等を行います。対策の実施にあたっては、下水道事業との連携により、一層の効率化を図ります。



河川施設の変状  
(ひび割れ)



樹木繁茂



水防機器の管理

## 8 これまでの経緯と今後の進め方

令和6年5月	第2回市会定例会常任委員会にて「河川維持管理計画について」を報告
9月	素案に対する市民意見募集を実施（9月25日～10月25日）
令和7年2月	横浜市河川維持管理計画策定（予定）

## 9 市民意見募集の実施

### (1) 受付期間

9月25日（水）9時00分 から 10月25日（金）17時00分 まで

### (2) 資料の配架場所

- ア 横浜市民情報センター（横浜市庁舎3階）
- イ 区役所広報相談係
- ウ 各土木事務所
- エ 下水道河川局河川企画課（横浜市庁舎21階）

※ホームページにも掲載します。

（本市トップページから、以下の手順でお進みください。）

横浜市トップページ>暮らし・手続き>まちづくり・環境>河川・下水道>

河川>河川等の維持・管理>横浜市河川維持管理計画（素案）に関する市民意見募集

### (3) ご意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、FAX、郵送のいずれかでご意見をお寄せください。

### ○横浜市電子申請・届出システムによるご意見提出

横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力フォームへアクセスし、ご入力ください。

#### 【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/08edfa40-a111-4d82-9de2-8174a3a26122/start>



### ○電子メール、FAX、郵送によるご意見提出

「意見提出用紙」のほか、任意の様式を使用していただいても構いませんが、ご意見いただく項目と掲載ページ、「横浜市河川維持管理計画（素案）」へのご意見である旨を明記してお送りください。

（項目と掲載ページの記入例：○ページの「○○」については～と思います。）

#### 【送付先】

電子メール：gk-kasenkikaku@city.yokohama.lg.jp

FAX：045-651-0715

郵送：〒231-0005 横浜市下水道河川局河川企画課 担当あて

（郵送の場合、10月25日消印有効とさせていただきます。）

※ お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり参考とさせていただきます。

また、ご意見の概要は、横浜市の考え方と併せて、個人情報を除き、後日、市のホームページで公表します。

※ お電話でのご意見の受付や、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

